

消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例

全国の消費生活センターには、消費者と事業者との間で締結される商品やサービスの契約に関して多数の相談が寄せられており、消費生活相談の現場では各種の法令等に基づき、その被害の救済に取り組んでいる。なかでも消費者契約法（以下、法）は、あらゆる消費者契約を対象として、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項によって被害を受けた消費者の事後救済を可能とするものであり、消費者契約にかかわるトラブルを解決する有効な手段として活用されている。

国民生活センター（以下、当センター）では、法に関連する消費生活相談を整理し、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項について、代表例と傾向をまとめている^{（注1）}。また法の施行（2001年4月1日）後は、法に関連する主な裁判例について収集し情報提供している。

今回は、昨年11月公表以降に把握できたものを取りまとめた。

1. 法に関連する消費生活相談の概要

法に関連する消費生活相談として、事業者の「不当な勧誘（4条関連）」と「不当な契約条項（8～10条関連）」の代表的な例とその件数について、直近5年分を以下にまとめた〔表1〕。

（1）不当な勧誘（4条関連）

「販売方法」に関する相談のうち、代表的な販売手口等を挙げている。このうち、「(1)消費者を誤認させる勧誘」では、「虚偽説明」が30,398件（2011年度。以下同じ）、「説明不足」が37,327件、「サイドビジネス商法」が8,548件となっているが、これらは主に事業者のセールストークに問題のあったものである。また、「販売目的隠匿」が11,816件、「無料商法」が27,704件、「点検商法」が4,987件、「身分詐称」が4,977件となっているが、これらは主に勧誘の入り口の段階で消費者を誤認させる手口である。「(2)消費者を困惑させる勧誘」では、「強引・強迫」行為に関する相談件数が多く、53,815件であった。「(3)その他不適切な勧誘」では、「二次被害」が16,857件、「次々販売」が9,142件、「判断能力に問題のある人の契約」が7,615件となっている。

（2）不当な契約条項（8～10条関連）

「契約・解約」に関する相談のうち、不当条項に関連する相談の内容を挙げている。法9条1号に関連する「解約料」に関する相談は26,251件、9条2号に関連する「遅延金」に関する相談は5,973件、10条に関連する「保証金等」の相談は17,514件となっている。

（注1）法における不当行為については本資料14ページ参照。

〔表1〕法に関連する消費生活相談*の概要

年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	備考	
相談総件数	1,050,826	950,500	902,208	896,823	882,284		
「販売方法」に関する相談件数	426,138 (40.6%)	369,053 (38.8%)	344,090 (38.1%)	369,970 (41.3%)	400,969 (45.4%)		
「契約・解約」に関する相談件数	855,872 (81.4%)	761,628 (80.1%)	705,959 (78.2%)	675,271 (75.3%)	618,863 (70.1%)		
不当な勧誘（4条関連） 代表的な販売手口等	(1)消費者を誤認させる勧誘：消費者契約法の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知となるような販売手口の問題を含む相談。						
	虚偽説明	36,756 (8.6%)	31,911 (8.6%)	29,164 (8.5%)	28,598 (7.7%)	30,398 (7.6%)	虚偽の説明により誤認した相談など。虚偽の説明があった場合でも、他に具体的な手口がわかっているものは含まれない。架空・不当請求の相談は除外。
	説明不足	32,815 (7.7%)	29,494 (8.0%)	31,798 (9.2%)	35,428 (9.6%)	37,327 (9.3%)	勧誘の際の説明不足が原因で誤認した相談など。クレーム処理の際の説明不足も含む。
	サイドビジネス商法	17,786 (4.2%)	14,648 (4.0%)	13,149 (3.8%)	9,070 (2.5%)	8,548 (2.1%)	「内職・副業（サイドビジネス）になる」「脱サラできる」などをセールストークにした手口により誤認した相談など。
	販売目的隠匿	22,523 (5.3%)	16,550 (4.5%)	13,605 (4.0%)	11,464 (3.1%)	11,816 (2.9%)	販売目的を隠した勧誘により誤認した相談など。アポイントメントセールスを含む。
	無料商法	27,569 (6.5%)	23,233 (6.3%)	24,199 (7.0%)	28,806 (7.8%)	27,704 (6.9%)	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」など「無料」であることを強調した手口により誤認した相談など。
	点検商法	5,895 (1.4%)	5,066 (1.4%)	5,211 (1.5%)	5,184 (1.4%)	4,987 (1.2%)	「点検に来た」と来訪し、「水質に問題がある」「ふとんにダニがいる」など事実と異なることを言う手口により誤認した相談など。
	身分詐称	8,612 (2.0%)	8,866 (2.4%)	4,727 (1.4%)	4,083 (1.1%)	4,977 (1.2%)	販売員が公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせる手口により誤認した相談など。
	(2)消費者を困惑させる勧誘：消費者契約法の不返去、退去妨害となるような販売手口の問題を含む相談。						
	強引・強迫	50,300 (11.8%)	46,036 (12.5%)	47,836 (13.9%)	52,045 (14.1%)	53,815 (13.4%)	強引・強迫行為により困惑した相談など。クレーム処理の際の行為等や電話による勧誘も含む。架空・不当請求の相談は除外。
	長時間勧誘	5,514 (1.3%)	4,514 (1.2%)	4,115 (1.2%)	4,200 (1.1%)	3,968 (1.0%)	長時間にわたる勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
	夜間勧誘	1,879 (0.4%)	1,621 (0.4%)	1,788 (0.5%)	1,938 (0.5%)	1,871 (0.5%)	夜間の勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
	(3)その他不適切な勧誘：ただちに現行の消費者契約法の対象とはならないが、不適切な勧誘として議論される販売方法の問題を含む相談。						
	二次被害	16,210 (3.8%)	12,174 (3.3%)	10,012 (2.9%)	12,108 (3.3%)	16,857 (4.2%)	一度被害にあった人を再び勧誘して、二次的な被害を与える手口。
次々販売	12,330 (2.9%)	10,255 (2.8%)	9,595 (2.8%)	9,729 (2.6%)	9,142 (2.3%)	一人の者に次々と契約をさせるような手口。勧誘を断れない消費者につけ込んで、不必要とも思える商品を購入させる相談など。	
判断能力に問題のある人の契約	6,129 (1.4%)	5,752 (1.6%)	6,214 (1.8%)	7,076 (1.9%)	7,615 (1.9%)	何らかの理由によって十分な判断ができない者の契約であることが問題となっている相談。いわゆる適合性原則に関連した相談など。	
不当な契約条項（8～10条関連） 関連する相談の内容	解約料	21,552 (2.5%)	18,611 (2.4%)	22,013 (3.1%)	24,222 (3.6%)	26,251 (4.2%)	契約の解除に伴う不当な損害賠償額の請求を定めた条項についての相談を含む、解約料に関する相談全般。
	遅延金	11,372 (1.3%)	7,693 (1.0%)	6,116 (0.9%)	5,613 (0.8%)	5,973 (1.0%)	金銭の支払いが遅延した場合の不当な損害賠償金を定めた条項についての相談を含む、債務の履行が遅れたことによる損害賠償金（遅延金、遅延損害金、遅延利息等）に関する相談全般。
	保証金等	21,636 (2.5%)	20,524 (2.7%)	20,955 (3.0%)	19,082 (2.8%)	17,514 (2.8%)	不動産賃貸借で、原状回復費用を不当に消費者に負担させることを定めた条項についての相談を含む、債務者が契約時に予め債権者等に対して預ける金銭（手付金、敷金、礼金、内金など）に関する相談全般。

* () 内の数値は、割合 (%)。「販売方法」に関する相談、「契約・解約」に関する相談は相談総件数のうちの割合。「不当な勧誘 (4条関連)」は、「販売方法」に関する相談のうちの割合。「不当な契約条項 (8～10条関連)」は、「契約・解約」に関する相談のうちの割合。

* 不当な勧誘 (4条関連) については、「販売方法」に関する相談のうち「代表的な販売手口等」を、不当な契約条項 (8～10条関連) については「契約・解約」に関する相談のうち「(不当条項に) 関連する相談の内容」を記載。

* 「販売方法」、「契約・解約」は複数回答項目。また、「代表的な販売手口等」と「関連する相談の内容」の各項目も、すべて複数回答項目。

* 不当な勧誘 (4条関連) 及び不当な契約条項 (8～10条関連) の各項目は、消費者契約法の対象となる相談を含むものであるが、すべてが同法の対象となる相談ではない。

* データは 2012 年 9 月末日までのPIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) (注2) 登録分。

(注2) PIO-NET (パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム) とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

2. 法に関連する主な裁判例

当センターが法の施行後 2012 年 9 月末日までに把握した、法に関連する主な裁判例は 249 件である。〔表 2〕に、2011 年 11 月 10 日に公表した「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例」以降に把握した 30 件の判決を掲載した。

30 件の内容を見ると、「不当な勧誘（4 条）」関連の判決が 12 件、「不当な契約条項（8～10 条）」関連の判決が 11 件、適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が 7 件であった。

（1）不当な勧誘（4 条）関連の判決〔表 2（1）〕

12 件のうち 6 件（表中 3、5、7、8、9、12）が、金融商品の取引に関連する契約の取消し等を求めた事案であり、ファンドへの投資契約（表中 9）、未公開株式の売買契約（表中 12）については、業者に対して既払い金の返還等を命じている。

また、パチンコ攻略法の売買契約について、原告が被告に対して支払った金銭の返還等を求めた事案（表中 2、11）では、利益が得られるかどうかという不確実な事項に対して、被告が、確実に利益が得られるとの断定的判断の提供を行ったことにより、原告はその内容が確実であると誤信したものであると認定し、法 4 条 1 項 2 号に基づく取消しを認めている。

なお、注目すべき判例として最高裁平成 23 年 10 月 25 日判決（表中 4）があげられる。これは、個品割賦購入あっせんにおける、あっせん業者との間の購入代金立替払契約に関し、その元となる売買契約が公序良俗に反し無効となった場合、立替払契約も無効となるかが問題となった事案である。最高裁は、購入者と販売業者の売買契約が無効となった場合でも、売買契約と一体的に立替払契約の効力を否定することが信義則上相当であるとする特段の事情がない限り立替払契約は無効とはならないと判断し、本件では立替払契約は有効であるとした。（法 4 条等による立替払契約取消の主張については、取消権が時効消滅（法 7 条 1 項）しているとして退けている）

（2）不当な契約条項（8～10 条）関連の判決〔表 2（2）〕

11 件のうち 3 件（表中 1、4、8）が不動産賃貸借関係の裁判^{（注 3）}であった。敷引特約^{（注 4）}について法 10 条に反し無効であるとして敷金の返還等を請求した事案（表中 1、4）では、敷引特約が任意規定の適用による場合に比して賃借人の義務を加重する条項であるとしながらも、敷引特約は一般に行われているものであり原告も敷引特約について理解した上で賃貸借契約を締結している等の事情からすれば、敷引特約は消費者の利益を信義則に反する程度に損なうものとはいえないとした判決（表中 1）と、敷引特約の敷引率が高率であり月額賃料の 4 倍以上となるのは高額に過ぎ、月額賃料の 3 カ月分を相当な敷引金の範囲として、それを超える額については消費者の利益を一方的に害する特約であり法 10 条に反して無効である、とした判決（表中 4）が出されている。

また、最高裁平成 24 年 3 月 16 日判決（表中 9）は、生命保険契約約款における失効条項^{（注 5）}が法 10 条に反し無効であると主張して保険契約存否の確認請求を行った事案である。

（注 3） 建物賃貸借契約の当事者（賃貸人・賃借人）間の、当該契約に関連する紛争についての裁判を指す。

（注 4） 賃借人が入居時に納めた敷金や保証金の一部を退去時に控除し、これを賃貸人が取得する旨の特約をいう。なお、敷引特約の有効性については、最高裁平成 23 年 3 月 24 日判決、最高裁平成 23 年 7 月 12 日判決があり、その概要については昨年度当センターにて公表済である（「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例」（2011 年 11 月 10 日公表）http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111110_2.html）。

（注 5） 払込猶予期間内に保険料の払い込みがない場合には、履行の催告がなくとも猶予期間満了日の翌日より契約は失効する旨の特約をいう。

最高裁は、当該失効条項が履行の催告（民法 541 条）なく保険契約が失効する旨を定めるものであるから法 10 条前段には該当するとしたものの、当該失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものには当たらないとして法 10 条後段要件の該当性を否定し、当該失効条項の有効性を認めた。なお、東京高裁平成 24 年 7 月 11 日判決（表中 11）では、最高裁平成 24 年 3 月 16 日判決を引用した上で、同様に失効条項の有効性を認める判断を行っている。

（3）消費者団体訴訟〔表 2（3）〕

適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が地裁で 6 件、高裁で 1 件あった。

消費者団体訴訟は、事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項等について、一定の要件の下に、適格消費者団体が差止訴訟を提起することができるという制度である（法 3 章、特定商取引法 5 章の 2、景品表示法 10 条）。制度施行（2007 年 6 月）^{（注 6）}後 2012 年 9 月末日までに当センターが把握した法に基づく消費者団体訴訟の判決 15 件のうち、適格消費者団体の請求を認めたものは 7 件（いずれも一部認容）である。

なお、消費者団体訴訟の中には、事業者が適格消費者団体の請求を認諾して終了したケースや、事業者が適格消費者団体の請求を受け入れる形で訴訟上の和解が成立したケースもある。

適格消費者団体による差止請求訴訟に関し、携帯電話利用サービスに関する契約のうち契約期間を 2 年間とする定期契約における解約金条項^{（注 7）}について、法 9 条 1 号及び 10 条に反しているとして複数件の差止請求がなされている。

京都地裁平成 24 年 3 月 28 日判決（表中 4）では、消費者が定期契約を契約期間内に中途解約した場合には、基本使用料金と割引後の基本使用料金との差額が被告に生じた損害となるとし、定期契約の中途解約による平均的な損害は、解約金条項に基づく支払義務の金額を下回るものであるから、解約金条項は法 9 条 1 号に反しない、とした。また、法 10 条に関し、解約金条項は公の秩序に関しない規定に比較して消費者の権利を制限し消費者の義務を加重しているといえるが、一方で、消費者は解約金条項に基づき解約権の制限を受けるもののそのことに見合った対価を受けており、制限の内容についても不合理とはいえないこと、さらに、被告は消費者に対して解約金条項について明確な説明を行っており、被告と消費者の間ではこの説明を踏まえ解約金条項に基づく明確な合意が成立していることから、解約金条項は法 10 条に該当しない、とした。

京都地裁平成 24 年 7 月 19 日判決（表中 7）では、定期契約が締結または更新された日から 23 カ月目以降に解約した場合には、被告に生じる平均的な損害の額を超過する解約金を支払う義務が生じることから、解約金条項は当該超過額の限度で法 9 条 1 号により無効となる、とした。また、法 10 条に関しては、解約金条項は公の秩序に関しない規定に比して消費者の権利を制限し消費者の義務を加重していたが、定期契約の契約期間は 2 年間であり、著しく長期間にわたって消費者の解約を制限するものではないこと、解約金は解約に伴う被告の損害を^{てんば}填補するものといえること、解約金の額は平均的な損害を超えない部分については合理的な範囲にとどまっていること、解約金条項については書類等に一義的かつ明

（注 6）特定商取引法（特定商取引に関する法律）、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づく消費者団体訴訟の制度は、2009 年 4 月 1 日施行である。

（注 7）基本使用料金が通常の契約より割引かれるが、契約期間内に解約する場合には業者に対して解約金を支払う旨の契約条項をいう。

確に記載されており被告と消費者の間には解約金の支払いについて明確な合意があったこと等を理由に、解約金条項につき法9条1号に基づいて無効とした部分を除いては、信義則に反して一方的に消費者の利益を害するとはいえず法10条には該当しない、とした。

上記の他にもまだ判決が出ていない事案もあり、解約金条項に関する裁判所の判断に注目が集まっている。

〔表2〕消費者契約法に関連する主な裁判例

(1) 不当な勧誘(4条) 関連

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	三島簡裁 平成22年10月7日判決 (消費者法ニュース88号225頁)	被告Y1は、連鎖販売取引において波動エネルギーを記憶させた水(本件商品)を販売していたところ、本件商品が近眼、花粉症、アトピー等に効果があるとの説明を受けた原告は、本件商品を割安に購入する目的で連鎖販売取引の仕組みに参加し本件商品を購入した(本件売買契約)。しかし、本件商品に当該効能はなかったとして、原告が被告Y1に対し、被告Y1の勧誘行為は不実の告知に該当するとして、法4条1項1号他による本件売買契約の取消および不当利得の返還を請求した。また、原告は被告Y2と本件商品購入につきクレジット契約を締結したところ、被告Y2は法5条の「事業者」に該当するとして、クレジット契約についても同法5条・4条1項1号による取消を請求した。	連鎖販売取引における売買契約の一方当事者が法2条1項の「消費者」に該当するかにつき、連鎖販売取引であっても自らの消費のためだけに商品の購入契約を締結する場合は同条項の「消費者」に該当するとして、原告の「消費者」該当性を認めた。その上で、被告Y1に対する請求については、本件売買契約の勧誘に当たり、被告Y1が本件商品を飲むことで病気が治る等の説明をしたことは法4条1項1号の不実の告知に該当するとして、同条項による取消を認めた。なお、被告Y2に対する請求については、被告Y1が同法5条にいう「媒介の委託を受けた第三者」には当たらないとして、クレジット契約の取消を認めなかった。
2	名古屋地裁 平成23年5月19日判決 (消費者法ニュース89号138頁)	原告は、被告との間で、パチンコ・パチスロの攻略情報の提供契約(本件契約)を締結し、約6年半の間に合計約550万円を支払った。契約締結の際、被告の従業員は、攻略情報に促せば必ず利益が上がるとして勧誘をした。その後、原告が、被告から提供された情報を元に遊技をしても利益が上がらないという、被告の従業員は、より高額な契約を締結すれば確実に利益を得られる旨述べてその契約を勧め、その後も、利益が得られないと訴える原告に対し、従業員を交替させながら新たな契約の締結を言葉巧みに勧め、その代金を支払させた(本件各契約)。原告は、被告の従業員らの勧誘行為は断定的判断の提供であるとして法4条1項2号により契約の取消および不当利得の返還等を請求した。	原告が被告から攻略法の情報提供を受けていたパチンコ・パチスロ機種の攻略法は存在しないこと、パチンコ・パチスロの業界団体が構成されているセキュリティ対策委員会、全日本遊技事業協同組合などからパチンコ・パチスロの攻略法があるとの詐欺的行為について警鐘を鳴らされていること、本件契約の利用規約においても確実性・正確性について保証しない旨の記載があることから、パチンコ・パチスロにおいて確実に利益を得られる攻略法は存在しないことは明らかであり、利益を得られるかどうかは、不確実な事項である。被告の従業員は、原告に対し確実に利益が得られるとの断定的判断を提供し、原告は、同断定的判断の内容が確実であると誤認して本件各契約を申し込んでいるとして、法4条1項2号に基づく本件各契約の取消を認めた。
3	東京地裁 平成23年8月10日判決 (金融法務事情1950号115頁)	生命保険会社Y1との間で保険(本件保険契約)を契約した原告は、媒介代理店Y2の従業員が、本件保険契約の勧誘の際、解約時の返戻金につき不実の説明を行い、また、解約による返戻金額が運用実績により振込保険料を下回るようになるリスクがあるという重要事項を告げず、さらに本件保険契約には契約初期費用はかからないなどと説明したことから、原告がその旨誤信し本件保険契約を締結するに至ったとして、被告Y1に対し錯誤無効、法4条1項および2項に基づく保険契約の取消しによる不当利得返還請求をし、また、適合性原則違反、説明義務違反があったとして、被告Y1および被告Y2に対し、不法行為あるいは債務不履行に基づく損害賠償を請求した。	本件保険契約締結時の被告Y2の説明については、解約時の返戻金の額に関する不実の説明がなされたこと、解約返戻金額が一時払い保険料を下回るリスクがあるという不利益事実の不告知があったことのいずれも認められないとして、原告の法4条1項1号または2号による取消しの主張を退けた。また、被告Y2の従業員は、本件保険契約につきパンフレットを読み上げて原告に説明しており、中途解約が最も大きいリスクであるという本件保険契約の特長に関し特に重点的に説明をしたと認められることから説明義務違反はないとし、適合性原則違反についても、本件保険契約の特徴、原告の経歴等を鑑みれば、被告Y2が本件保険契約を原告に紹介したことが不適当な勧誘であるとまでは認めるとはできないとした。
4	最高裁 平成23年10月25日判決 (裁判所ウェブサイト、金融・商事判例1378号12頁、裁判所時報1542号1頁、判例タイムズ1360号88頁、判例時報2133号9頁、金融・商事判例1384号29頁、金融法務事情1945号90頁、消費者法ニュース91号138頁)	宝飾品の販売業者との間で売買契約(本件売買契約)を締結し、あっせん業者との間で購入代金にかかる立替払契約(本件立替払契約)を締結した被上告人は、本件あっせん業者から事業の譲渡を受けた上告人に対し、本件売買契約は公序良俗に反し無効であるから本件立替払契約も無効であること、または法5条1項が準用する同法4条1項1号もしくは同条3項2号により本件立替払契約の申込みの意思表示を取消したことを主張して、不当利得の返還等を請求をした。原審は、売買契約が無効になれば立替払契約は目的を失って失効するとして被上告人の請求を認めたため、上告人がこれを不服として上告した。	個品割賦購入あっせんにおいて、購入者と販売業者の売買契約が無効となった場合でも、購入者とあっせん業者との立替払契約については、販売業者とあっせん業者との関係、販売業者の立替払契約締結手続きへの関与の内容および程度、販売業者の公序良俗に反する行為についてのあっせん業者の認識の有無および程度に照らし、売買契約と一体的に立替払契約についても効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情がない限り、立替払契約が無効となる余地はないとし、本件ではそのような特段の事情はないとして、原審の被告敗訴部分を破棄した。法による取消権については、7条1項により時効消滅しているとした。

5	福岡地裁 平成23年11月8日 判決 (金融法務事情 1951号137頁)	被告銀行との間で、変額個人年金、仕組債、投資信託、外貨預金に関する契約(本件契約)を締結した原告は、被告銀行の行員が原告の理解できない金融商品への投資を勧誘したことにより被害を被ったとして、本件契約の錯誤無効を主張し、また、本件仕組債の勧誘に関しては重要事項についての不利益事実の不告知および不実告知があったとして法4条に基づき契約を取消しと主張して不当利得の返還等を請求した。	錯誤無効の主張については、被告銀行の行員が原告に渡した書類等において、満期や早期償還の可能性があることが記載されていることから、原告が錯誤に陥っているとはいえないとした。法4条に基づく取消しについては、本件各仕組債に関する満期、利率、元本割れの可能性等、リスクに関する具体的な説明が原告に対してなされていること、また、販売資料および目録見書に満期が明確に記載されており原告が満期を誤認することはないと考えられ、行員の説明が虚偽であったことを直ちに認めることはできないと判断し、本件仕組債について原告に対する不利益事実の不告知(法4条2項)、不実告知(同条1項1号)に該当する事実はないとして、法4条に基づく取消しを認めなかった。
6	東京地裁 平成23年12月12日 判決	脱退被告と金銭消費貸借契約(本件契約)を締結した原告が、本件契約にかかる事務手数料条項が法10条により無効であること、本件契約締結時に事務手数料条項についてほとんど説明を行わなかったことは契約の重要事項について消費者の不利益となる事実の不告知に当たるため法4条2項により取消権を有すること、契約時、脱退被告の担当者6名から契約締結を迫られ、一時退出して再検討する機会を与えられないまま締結に至ったものであるため法4条3項2号により取消権を有すること等を主張して、貸付金の債権譲渡を受けた引受参加人に対し債務不存在の確認を求めた。	事務手数料については、民法その他法律の任意規定の適用による場合に比べて消費者の義務を加重するといふに足りる事実の主張はないとして、10条の該当性を否定した。また、契約締結時の事務手数料に関する説明については、契約証書にも明記され原告がこれを融資実行より前に受領していること、融資実行時に原告が事務手数料控除について疑問を持った形跡がないこと等を認定し、本件契約締結時に不利益事実の不告知があったとは認められないとして、法4条2項の該当性を否定した。さらに、契約締結時、原告が退去の意思を示したにもかかわらず、脱退被告担当者が退去させなかった事実は認められないとして、法4条3項2号の該当性も否定し、原告の請求を棄却した。
7	大阪地裁 平成23年12月19日 判決 (判例時報2147号73頁、金融・商事判例1385号26頁、証券取引被害判例セレク41巻80頁)	原告は、被告の担当者から仕組債購入に関する勧誘を受け、これを購入した。その後、仕組債の発行体が米国法に基づく会社法更正手続適用を申請した。原告は、被告に対し、本件仕組債の購入契約は錯誤無効である旨、また、被告の担当者の勧誘が法第4条1項2号、同条2項に該当する旨、さらに、被告の担当者の勧誘が適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供に該当し、違法性を有し不法行為を構成する旨を主張して、民法715条ないし金融商品販売法5条に基づく損害賠償請求及び不当利得返還請求等をした。	被告の担当者が断定的判断を提供したとまで評価することはできないし、勧誘の時点において不実告知があったと認めるには足りない。また、仕組債の発行体の信用不安が高まっていることや、仕組債の発行体の信用性が失われた場合には償還されないことがあることを告げていなかったことは事実であるが、担当者がそれらの事実を故意に告げなかったとは認められないことから、法4条1項2号および同条2項には該当しない。さらに、錯誤無効は認めなかったが、不法行為については説明義務違反があったとし、原告の請求を一部認容した(過失相殺3割)。
8	東京地裁 平成23年12月21日 判決	原告が、被告の従業員の勧誘に応じて仕組債および投資信託(本件商品)を購入したところ、勧誘の際、被告従業員による断定的判断の提供および重要な不利益事実の不告知があり、また、適合性原則および説明義務違反があったとして、法4条1項2号および法4条2項による取消しを主張し、不当利得返還等と不法行為による損害賠償等を選択的に請求した。	原告が本件商品を購入する際、被告が、確実に利益が得られる旨の断定的判断を提供したとは認められない。また、被告は原告に対し、本件商品内容及びリスクについて説明を行っており、不利益事実の不告知の事実も認められないとして、取消し事由はないと判断した。不法行為についても認められないとし、原告の請求を棄却した。
9	東京地裁 平成24年2月7日 判決	被告が業務執行組合員として財産を管理運用し配分するというファンドへの投資(本件投資)を行った原告が、本件投資勧誘の際に被告が必ず儲かるとの断定的判断を提供してその旨誤信させ契約させたものであるから、民法96条1項ないし法4条に基づいて契約を取消し、被告会社に支払った金銭の返還等を請求した。	本件投資は、被告が確実に多大な利益が得られる旨の断定的判断を提供し、あるいは確実に多大な利益が得られる投資商品であるかのごとく装って、原告に対し執拗な勧誘を繰り返し、誤信させた原告に被告との間で契約を締結させたと認められることから、法4条に基づく取消しの意思表示は有効であり、被告は原告から受領した金銭の返還義務を負うとした。

10	東京地裁 平成24年2月15日 判決	注文者である被告と請負人である原告との間で締結した、建物リフォーム工事の請負契約に基づき、完成建物を引渡した原告が、被告に対し、請負工事代金等の支払いを求めたところ、被告は、自身が要望していた耐震性等住居の安全に関する重要な事項が契約内容に入っていなかったことを、原告は被告に明示的に説明すべき義務があったのにこれをせず、被告の要望通りの工事がすべて見積書に記載されていると誤信させて契約をさせたものであるとして、法4条1項1号に基づく取消しを主張した。	法4条1項1号は「重要事項について事実と異なることを告げる」ことが要件となるが、被告の主張は、耐震診断等に関し説明すべき重要事項を説明しなかったという趣旨にとどまるから、同条項に該当しない。なお、4条2項該当性を検討するも、被告の主張からは「重要事項(略)について当該消費者の利益となる旨」を告げたことを認めることはできないとした。
11	東京地裁 平成24年2月23日 判決	原告が被告から提供を受けたパチンコ攻略法(本件契約)について、断定的判断を提供されたものであるから法4条1項2号に基づき契約を取消すとして、原告が被告に対し、支払った金銭を不当利得として返還すること等を請求した。	パチンコに勝てるか否かは不確実な事項であること、被告は原告に対し、本件契約締結の勧誘の際、本件契約の目的となるパチンコ攻略法の内容について、パチンコに勝てるようになる旨の断定的判断を提供したこと、これにより原告がパチンコに勝てるようになると誤信したことが認められる。このことから、本件契約は法4条1項2号に基づき取消されており、被告は原告から受領した金銭の返還義務を負うとした。
12	東京地裁 平成24年5月10日 判決	原告は、通信機器の開発製造等を行っているという被告の従業員から、被告の株式を購入すれば被告が上場後に倍額で買い取り可能であるなどと執拗(しつよう)な勧誘を受けて株式を購入し、その後、被告の株式を高値で買い取るという業者からの勧誘を受けて、さらに購入を続けた(本件売買契約)。しかし、被告には事業の実態が存在しないにもかかわらず、被告が勧誘時に不実の告知をしたことにより、被告がその事業所において通信機器の開発製造等の事業を行っていると誤信したとして、本件売買契約を法4条1項1号により取り消し、不当利得として既に支払った売買代金の返還を請求した。	被告は、原告を知らないし、被告が原告に対して被告の株式を売却したこともなく金員も受領していないなどと主張した。しかし、原告が被告の株式の売買代金を振り込んだ被告名義の預金口座は、被告の預金口座であると被告も認めており、売買代金の一部の送金先が被告の預金口座であったこと等からすれば、被告が会社として本件売買契約に関与したことは明らかである。被告に事業の実態がほとんどなく、その株式に実質的な価値がなかったことも明らかであり、原告が、被告従業員を名乗る者から被告の事業の実態等について不実の告知を受けてこれを誤信し、本件売買契約を締結したと認められる。よって、被告は、原告が支払った売買代金を不当利得として原告に返還する義務を負うとした。

(2) 不当な契約条項 (8~10 条) 関連

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	神戸地裁尼崎支部 平成22年11月12日判決 (判例タイムズ1352号186頁)	マンションの一角(本件居室)につき被告を賃貸人、原告を賃借人とする賃貸借契約を締結した際、原告は被告に150万円の敷金を預託した(本件預託金)。本件預託金に関しては「契約時より起算した経過年数が10年未満である場合は、預託された敷金から40%を差し引いた残額を返還する」との特約(本件敷引特約)があった。契約締結から約8年7カ月後、原告は賃貸借契約の解除を申し出、本件居室を明け渡したことから、被告は本件敷引特約に従い、本件預託金150万円から40%差し引いた90万円から日割賃料等を差し引いた額を原告に返還した。これに対し原告は、本件預託金は賃貸借契約から生じる債務を担保するという敷金の性質を有しているが、本件敷引特約は、民法661条1項、587条適用の場合に比し消費者である賃借人の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するため、法10条に反し無効であると、差し引かれた60万円の返還等を請求した。	敷金とは、一般に、賃貸借契約終了後、目的物の明渡義務履行までに生ずる損害金その他賃貸借契約関係により賃借人が賃借人に対し取得する一切の債権を担保するものと解される。本件敷引特約は契約後の事情によって定まるものであり、礼金や権利金等の当初から返還されないこととなっている一時金とは異なり、賃借人に生じた債務以外の理由で敷金の一部が差し引かれる定めであるから、任意規定の適用による場合に比して賃借人の義務を加重する条項である。しかしながら、敷引特約は一般に行われているものであり、原告も本件敷引特約を理解したうえで賃貸借契約を締結した等の事情からすれば、本件敷引特約が消費者の利益を信義則に反する程度に両当事者間の衡平を損なうものとはいえないとして、原告の請求を棄却した。
2	名古屋高裁 平成23年7月22日判決 (消費者法ニュース90号188頁)	専門学校である被告は、入試方法として、AO入試、推薦入試、及び一般・社会人入試という3つの区分を設けていた。原告は、このうちの一般・社会人入試区分の専願入試及び学内併願制度を利用し、学内併願制度により、第2希望の学科に合格した。その後、原告は、平成22年3月15日に被告に対し学契約解除の意思表示をし、納入した学費の返還を請求した。	被告の入学年度が始まるのが4月1日であること、定員について法令による一定の規制があること、併願受験も想定されることに照らして、大学の場合と別異に解すべきではない。 被告においては、早期に一般入試と異なるAO入試および推薦入試があること、一般・社会人入試の「専願」と「併願」はほとんど差異はなく、一次募集、二次募集および欠員募集合わせて計10回が予定されていること、被告においては、学内併願制度を設けており、第1希望の学科が不合格であった場合に自動的に第2希望の学科の選考が実施されることになっており、原告もこれにより合格したものであること、そして、原告が受験した学部の入学者は、欠員募集による入学者を加えても定員に満たなかったことが認められる。 以上から、原告が受験した区分の専願入試は、他の受験者よりも早期に有利な条件で入学できる地位を実質的に確保しているとも、また、原告が在学契約を締結した時点で、被告に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予想されると認めがたい実態にあるというべきであるから、その在学契約の解除の意思表示が3月31日までになされた場合は、被告に生ずべき法9条1号所定の平均的損害は存しないものと認められるので、本件不返還特約は無効である。そして、原告が3月15日に解除の意思表示をしたことは明らかであるので、被告は原告に対し本件学費を返還する義務を負うとした。
3	東京地裁 平成23年7月28日判決 (判例タイムズ1374号163頁)	原告は、被告に対し、往復航空券及び3日分の宿泊先の手配を依頼し、手配旅行契約(本件契約)を締結した。本件契約の約款においては、「旅行者が手配旅行契約を解除した場合には、取消料、違約金その他の運送・宿泊機関等に関する費用を負担するほか、被告に対し所定の取消手数料金及び被告が得るはずであった取消料金を支払わなければならない」と定められていた。被告の担当者は原告に対し、本件契約を締結する際に、原告が予約手配を申し込んだ航空券について、発券後の取消し手数料金が代金の100%となることを説明し、原告に対し、この説明内容が記載されたパンフレットを交付した。原告は、旅行代金を支払い後、本件契約を解除する旨の意思表示をした。原告は、本件約款が公序良俗に反して無効であり、仮にそうでないとしても法9条1号により「平均的な損害」を超える部分について無効であると主張し、本件契約に基づき支払った金員からすでに返還を受けた金員を控除した分の返還を請求した。	本件約款は、標準旅行業約款に基づくものであることから、公序良俗に反しない。 本件約款は、①既に旅行者が受けた旅行サービスの対価、②取消料、違約金その他の運送・宿泊機関等に関する費用の負担、③旅行者に対し、所定の取消手数料金を定めているものであって、その内容に照らせば、「平均的な損害」の内容を一般的に定めたものと解される。そして、原告の自己都合による解除で生じた航空会社やホテルに対して支払うべき取消料・違約料に相当する額を、原告のために手配を行ったに過ぎない被告が負担しなければならない理由はないのであるから、これらの取消料・違約料相当額は、法9条1号の「平均的な損害」の範囲内のものとして、被告には返還義務が生じないと解するのが相当である、とした。

4	西宮簡裁 平成23年8月2日 判決 (消費者法 ニュース90号186 頁)	原告は、被告と建物(本件居室)の賃貸借契約(本件賃貸借契約)を締結した。本件賃貸借契約には、預託された敷金50万円から無条件に40万円を控除するという敷引特約(本件敷引特約)があったことから、原告は、被告に対して、本件敷引特約は法10条に反すると主張し、敷金の返還を請求した。	本件敷引特約は、敷引率が80%と高率であり、かつ、月額賃料の約4.3倍になることからすると、敷金授受目的を超えるもので高額に過ぎると評価せざるを得ず、高額な敷引金を許容する特段の事情は認めがたい。ただし、本件については、①被告は敷引金40万円以外には、更新料及び礼金等の金銭を原告から徴収していないこと、②賃借期間が6年間であったこと、③原告は、本件賃貸借契約に先立ち、本件敷引特約について説明を受け、その趣旨を十分に理解した上で本件賃貸借契約を締結していること等の事情が認められるところ、これらの事情は、敷引額を考慮する合理的な理由と認めるのが相当である。以上の事情からすると、本件敷引特約については、月額3ヵ月分が相当な敷引金の範囲と解するのが相当であり、それを超える額については、敷金の性質からして、一般消費者である原告の利益を一方的に害する特約として、法10条に反して無効である。
5	東京地裁 平成23年11月17日 判決 (消費者法 ニュース91号186 頁、判例時報 2150号49頁)	被控訴人が経営する旅館での宿泊を予約していた控訴人(権利能力なき社団)は、宿泊予定者の一部が新型インフルエンザに罹患(りかん)したため宿泊を取消し、被控訴人に取消料(本件取消料)を支払ったが、本件取消料の合意は不成立であったこと、仮に成立したとしても取消料発生要件を満たしていないこと、本件取消料条項は法9条1項が規定する「平均的な損害」を超える取消料を定めるものであるから無効であること等を主張して、被控訴人に対し、不当利得に基づく利得金の返還等を請求した。原判決は、控訴人の請求を棄却したためこれを不服として控訴した。	本件取消料については合意が成立しており、本件取消料発生要件の「お客様の都合」とは、旅行者側の事情によって取り消した場合を広く含むものであるから、本件において取消料発生要件は満たされている。また、権利能力なき社団が法2条の「消費者」に該当するかに関して、権利能力なき社団のように、一定の構成員により構成される組織であっても、消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っていると評価できないものについては、「消費者」に該当すると解するのが相当であり、控訴人は「消費者」に該当する。そのうえで、本件取消料条項が法9条1項により無効となるかについて、「平均的な損害」を宿泊料およびグラウンド使用料等にかかる79万7845円と認定し、これを超える取消料の額を定める部分は法9条1号により無効となるとして、不当利得の返還を一部認容した。
6	東京高裁 平成23年12月26日 判決 (判例時報2142 号31頁)	金銭消費貸借契約に関する保証契約を締結した上告人と被告は、その債務の額を利息制限法の制限利率内で確認するとともに、その弁済方法および条件付一部債務免除等を定める和解契約(本件和解契約)を締結したが、上告人が弁済を怠ったとして、被告は残元金の支払いを求めたところ、上告人は遅延損害金の利率の上限を争った。原審は、本件和解契約には消費者契約法が適用され、本件和解契約は、本件貸付金契約及び本件保証契約とは別に創設的に締結された契約であり、それ自体として「金銭を目的とする消費貸借契約」(利息制限法1条)に該当しないから、法11条2項の適用はなく、法9条2項の適用は排除されないとし、期限の利益を喪失した日以降の年利14.6%を超える違約金又は損害賠償の予定の定めは無効であるとした。これに対して被告は、期限の利益喪失以前の年21.9%の遅延損害金の定めを不問にしているとして上告した。	本件和解契約について消費貸借上の債務と取扱いを異にして利息制限法上の制限利率の適用を排除すべき実質的な理由はないというべきであるから、法11条2項により、和解契約における遅延損害金の利率には、賠償額の予定の制限を定めた利息制限法4条1項の規定の適用があり、法9条2号は適用されないとし、本件和解契約の遅延損害金の上限は年21.9%となると解すべきと判断したが、原審を上告人に不利益に変更できないとして上告を棄却した。
7	京都地裁 平成24年1月12日 判決 (裁判所ウェブサイト、消費者法 ニュース91号252 頁)	被告との間で、携帯電話端末を利用する電気通信業務提供契約(3Gサービス契約)を締結した原告は、携帯電話端末とパソコンを接続し、携帯電話端末をモデムとして用いることにより、パソコンでインターネット通信をすることができるサービスを利用し、通信料として被告から約20万円を請求された。そこで、原告は被告に対し、主位的に、通信料金に関する契約条項のうち、一般消費者が本件サービスを利用するに際し通常予測する額である1万円を超える部分は法10条もしくは公序良俗に反するため無効であるとして不当利得の返還を、選択的に、被告は原告に対し契約に関する説明義務があったにもかかわらずこれを怠った等として債務不履行による損害賠償を請求した。	パケット料金に関する条項は被告の提供する役務の対価に関する条項であるが、当事者間で明確な合意がなされた場合は、役務提供の単価の当否は基本的には市場による評価および調整に委ねるべき事柄であり、双務契約における対価または対価の決定方法を定める明文規定・一般法理は存在しないと、法10条前段に該当しないと、公序良俗違反にも当たらないとした。しかし、いったん利用を開始し通信料金が高額となった後の段階においては、原告のインターネット接続サービスの利用により高額なパケット通信料金が発生しており、それが原告の誤解や不注意に基づくものであることが被告においても容易に認識しうる場合は、被告には本件契約上の付随義務として原告に注意喚起する義務があり、本件では5万円を超える部分の料金について被告の義務違反があったとして、原告の請求を一部認めた。

8	<p>京都地裁 平成24年2月29日判決 (消費者法 ニュース92号257頁)</p>	<p>賃借人である原告は、賃貸人である被告との間で締結した賃貸借契約における基本清掃料特約(退出時の室内清掃料)及び更新料特約について、いずれも法10条により無効であるとして、被告が賃貸借契約の終了時に返還すべき敷金から差し引いた基本清掃料及び更新料の返還等を請求した。</p>	<p>基本清掃料特約につき、賃借人は通常損耗についての原状回復義務を負うものではないから、任意規定適用の場合に比して消費者である賃借人の義務を加重するものであるとして法10条前段要件該当性を認め、基本清掃料特約の価額が契約書に明示されている場合はその負担について明確に合意されているのであり、特約の趣旨から高額すぎる等の特段の事情がなければ信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものとはいえないとして、基本清掃料特約は後段要件に該当しないとした。 更新料特約につき、法10条前段要件の該当性を認め、後段要件については、契約書に明記された更新料特約は高額すぎる等の特段の事情がない限り該当しないとした上で、本件では前記特段の事情があると認め、更新料については、1回につき年間賃料の2割に当たる額を上限とし、同額を超える部分について無効であるとした。</p>
9	<p>最高裁 平成24年3月16日判決 (裁判所ウェブサイト、金融法務事情1943号76頁、金融・商事判例1389号14頁、裁判所時報1552号1頁、金融法務事情1948号75頁、判例タイムズ1370号115頁、判例時報2149号135頁、金融・商事判例1395号14頁)</p>	<p>被上告人は上告人保険会社との間で医療保険契約および生命保険契約を締結した。本件各保険契約には、①「失効条項」(2回目以降の保険料の払込については、その翌月の末日を払込猶予期間とし、当該期間内に保険料の払い込みがない場合は、無催告でも猶予期間満了日の翌日より契約は失効する)、②「自動貸付条項」(保険料の支払がないまま猶予期間が過ぎた場合でも解約返戻金が存する範囲で自動的に貸付を行い契約を有効に存続させる)および③「復活条項」(契約が効力を失っても1年(医療契約)もしくは3年(生命保険契約)以内であれば、上告人の承諾により契約を復活させることができる)等の特約が付されていたところ、被上告人が猶予期間内に払い込みをしなかったため本件契約は失効した。そこで、被上告人は本件失効条項が法10条により無効となるとして、保険契約存在の確認請求をした。原審は被上告人の請求を認容したため、上告人がこれを不服として上告した。</p>	<p>本件失効条項は履行の催告(民法541条)なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるから、法10条前段には該当するとした。その上で、後段要件については、履行の催告なしに保険契約が失効する本条項によって保険契約者が受ける不利益は小さくないが、本件では支払期限は明確であり支払猶予期間も1カ月あること、自動貸付条項があり1回の保険料不払いでは簡単に失効しないようになっていること等からすれば、本件約款において、保険契約者が保険料の不払いをした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をする定めがあることに加え、上告人において被上告人に督促を行う等の運用を確実にした上で、本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらない、と判断して、原審を破棄し、審理を差し戻した。</p>
10	<p>高松地裁 平成24年5月30日判決</p>	<p>原告が、電気通信事業等を営む被告に対し、被告の提供する携帯電話の割引サービス(本件契約)につき、販売時における表示がわかりにくく、法4条2項、法9条、法10条および民法90条に違反しており無効であるとして解約金の返還を請求した。</p>	<p>被告の販売時における表示等によれば、消費者は本件契約が2年間ごとの契約であって契約期間中に解約した場合には契約満了月の翌月を除いて解約金が発生すると理解することが十分可能であり、直ちに消費者を誤信させるものではない。また、解約金の規定についても、パンフレットに明記されていること、不利益となる事実を故意に告げなかったとは認められないこと、原告が通常の料金プランの場合と比較して既に解約金を超える利益を得ていること等の事情からすると、本件契約の規定は消費者の利益を一方的に害するものとはいえず、消費者契約法各条項その他の法律に違反するとは認められないとした。</p>
11	<p>東京高裁 平成24年7月11日判決 (金融・商事判例1399号8頁)</p>	<p>控訴人(保険会社)は亡被保険者との間で生命保険契約(本件保険契約)を締結した。本件各保険契約には、①「失効条項」(月払契約の場合、払込期月の末日までに保険料払込がなければ、猶予期間満了日の翌日より契約は失効する)、②「復活条項」(保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は契約を復活させることができる)、③「自殺免責条項」(責任開始期の属する日から2年以内の自殺を免責とする)等の特約が付されていたところ、亡被保険者は保険料不払を理由として契約が失効した後、本件復活条項により契約が復活していたが、復活後2年以内に自殺した。そこで、死亡保険金請求権の譲渡を受けた被控訴人は、本件失効条項が法10条により無効となること、仮に有効であるとしても控訴人が免責を主張することは信義則違反等により許されないとして、保険金の支払等を請求をした。原審は、本件失効条項を法10条により無効としたため、控訴人がこれを不服として控訴した。</p>	<p>本件失効条項は履行の催告(民法541条)なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるから、法10条前段には該当するとした。 後段要件については、本件において支払猶予期間が1カ月とされ民法541条により求められる期間より長いこと、自動貸付条項があり1回の保険料不払いでは簡単に失効しないようになっていること等に鑑みれば、控訴人において、本件保険契約締結当時、保険料の不払いがあっても契約失効前に保険契約者に対して督促を行う態勢を整え、実務上の運用が確実にされていたならば、通常保険契約者は保険料の不払いに気付くことができると考えられるから、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないとして、最高裁判決を引用した上で、本件では督促の態勢も整えられ、実務上の運用も確実にされていたと認められるから、本件失効条項は法10条に該当しないと判断し、原審を取消して被控訴人の請求を棄却した。</p>

(3) 消費者団体訴訟に係る判決

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	京都地裁 平成23年12月13 日判決	法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告1は、被告らと消費者との間で締結している互助契約(本件互助契約)または積立契約における、契約解約時に払戻金から所定の手数料が差し引かれるとの条項(解約金条項)は、法9条1号に定める「平均的な損害」の額を超える違約金を定めるものであり、また、法10条に定める信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるとして、法12条3項本文に基づき解約金を差し引くことを内容とする意思表示の差止め等を求めた(甲事件)。また、原告2ないし原告10は、被告らに対し、当該解約金条項が法9条1号及び10条に反し無効であるとして不当利得返還請求等を請求した(乙、丙、丁事件)。	[甲事件に関し]本件互助契約は一人の消費者と被告との間で締結される消費者契約であるから、本件における「平均的な損害」とは、一人の消費者が互助契約を解約することによって被告に生じる損害を検討する必要があるが、不特定多数の消費者との関係での費用で一人の消費者による契約の解約にかかわらず常に生じるものはそもそも平均的な損害に含まれない。冠婚葬祭の施行を請求する前の解約の場合には、月掛金を1回振替える毎に被告が負担した58円の振替費用をもって法9条1項の平均的な損害に当たるとことができ、これを超える部分の解約金条項は同条項により無効となる。本件では、58円に第1回目を除く払込回数を掛けた金額を超える解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする限度での差止めを認めた。 [乙、丙、丁事件に関し]上記振替費用を差し引いた金額の返還および遅延損害金の支払請求については理由があるとして、原告2ないし原告10の請求を一部認容した。
2	京都地裁 平成23年12月20 日判決	法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告は、被告が消費者に対して未公開株式の購入を勧誘するに際し法4条1項1号または2項にあたる行為をしたとして、法12条2項本文に基づき、主位的に未公開株式の購入を勧誘する際、株式の客観的な価値と著しく異なる価額を告げること等の差止めを、予備的追加的に、被告が金融商品取引法29条の登録を受けていないため金融商品取引業をすることが法律上禁止されているものであることを告げずに未公開株式の勧誘をすることの差止めを請求した。	主位的請求に関し、被告が未公開株式の購入を勧誘する際に、客観的な価値と比較して著しく高額な対価を告げたことは、法4条1項1号にいう「重要事項」について不実告知をしたといえる。なお、被告が金融商品取引業の登録を受けているか否かについては、法4条1項1号の対象行為は積極的に告げているかどうかで区別されるので、本件では積極的に告げた事実は認められないので本条項は適用されない。 予備的請求に関し、法4条2項の「重要事項に関連する事項」とは、当該告知によって不利益事実が存在しないと消費者が誤認する程度に「重要事項」と密接に関わるものであることを要するところ、本件で被告が未公開株式を販売すると告げながら無登録であることを告げていないことは同条項に該当するとした。 (なお、本件は被告の擬制自白が成立している)
3	京都地裁 平成24年1月17 日判決	法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、不動産賃貸借等を行っている被告に対し、被告が不特定かつ多数の消費者との間で居住用建物賃貸借契約を締結または合意更新する際に、消費者が被告に対して更新料を支払う旨の条項(本件更新料条項)を含む意思表示を現に行いまたは今後行うおそれがあるとして、本件更新料条項は法10条により無効であると主張し、法12条3項に基づいて、本件更新料条項を含む意思表示の停止及び契約書要旨の破棄等を請求した。	本件更新料条項について、法10条の前段要件該当性は認められたが、後段要件については、賃貸契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎる等の特段の事情がない限り「民法第1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないとした上で、本件では、更新料が高額すぎるとは言えず、特段の事情も認められないとして、法10条により無効とはならないとした。また、本件更新料条項の差止めについて、特段の事情により無効となり得るとしてもこれを理由として差止めを認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。

4	京都地裁 平成24年3月28日判決 (裁判所ウェブサイト、判例時報2150号60頁)	法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告1は、被告会社が不特定多数の消費者との間で、携帯電話利用サービス契約を締結する際に、現に使用しており今後も利用するおそれのある解約金条項(契約締結から2年経過すると自動更新され、2年に1度の1カ月間に解約を申し出ない限り解約金を支払わねばならない)は、法9条および法10条に該当して無効であるとして、法12条3項に基づき、解約金条項の内容を含む意思表示の差止めを請求した。また、被告との間で解約金条項を含む携帯電話利用サービス契約を締結した消費者である原告らは、解約金条項は無効であるとして、既払い解約金の返還等を請求した。	被告は、2年という一定の期間に安定した収入を得られるのであれば、当該契約期間中は基本使用料金について割引を行っても採算に見合うと判断した上で、割引率を50%と設定したものと考えられる。そうすると、「平均的な損害」の算定の基礎については、基本使用料金の割引分の契約期間開始時から中途解約時までの累積額とすべきであり、本件では中途解約による「平均的な損害」は、解約金条項に基づく支払義務の金額を下回るものであるから、解約金条項が法9条1号に該当するということができない。また、法10条の該当性について、前段要件を満たしていることを認定した。そして、後段要件も、消費者が中途解約した場合に、一定の金額を支払うことは、その金額が合理的な範囲にとどまっている限り、法律上の原因が存在しないとか、経済的合理性がないということとはできない、とした。本件における解約金の額は、「平均的な損害」を超えるものではないから、合理的な範囲にとどまっているというべきである、として解約金条項は、法10条後段には該当しないと判断し原告らの請求を棄却した。
5	大阪高裁 平成24年6月29日判決 (原審：京都地裁平成24年1月17日判決(本資料3番参照))	法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である控訴人が、不動産賃貸借等を行っている被控訴人に対し、被控訴人が不特定かつ多数の消費者との間で居住用建物賃貸借契約を締結または合意更新する際に、消費者が被控訴人に対して更新料を支払う旨の条項を含む意思表示を現に行いまたは今後行うおそれがあるとして、更新料条項は法10条により無効であると主張し、法12条3項に基づいて、更新料条項を含む意思表示の停止及び契約書要旨の破棄等を請求した。原審では、控訴人の請求が棄却されたため、これを不服として控訴した。	法10条後段に関して、控訴人は本件における特段の事情を主張するが、被控訴人が現に使用していた更新料条項の額が高額すぎるかどうかは、更新料の額、賃料の額、賃貸借契約が更新される期間のほかにも、賃貸借物件の適正賃料額と約定賃料額との対比や、賃借人が支払う賃料や更新料等を含めた総支払額と適正賃料額との対比等の個別具体的な事情を各賃貸借契約ごとに斟酌(しんしゃく)、検討することが必要となる。そうすると、本件更新料条項において、一律に特段の事情があると認めることはできないとして、控訴を棄却した。
6	東京地裁 平成24年7月5日判決	法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告は、不動産賃貸業を営む被告に対し、建物賃貸借契約における更新料条項および契約終了後の明け渡しが遅延した場合の損害賠償額を定めた条項が法9条1号および10条に該当するとして、法12条3項に基づき、契約の申込・承諾の意思表示の停止および契約用紙の破棄等を請求した。	更新料は、一般に賃料の補充ないし前払、賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有する。 更新料条項および賠償予定条項が契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であると解することはできないため、本件更新料条項が法9条1号により無効であると認めることはできない。 法10条に関し、両条項ともに、前段要件は満たしているが、後段要件については、更新料条項が契約書に一義的かつ具体的に記載され、かつ、更新料の額が高すぎるなどの特段の事情がない限り該当しないとしたうえで、本件では契約書に明記されており、特段の事情も認められないため、法10条により無効であると認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。
7	京都地裁 平成24年7月19日判決	法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、電気通信事業を営む被告に対し、被告が消費者との間で携帯電話を利用する契約を締結する際に、消費者が2年間の定期契約(本件定期契約)を契約期間の途中に解約する際に解約金を支払うことを定める契約条項(本件解約金条項)が法9条1号及び法10条により無効であると主張し、当該条項の使用差止めを請求し、原告は、不当利得返還請求権に基づく解約金相当額の支払いを請求した。	法9条1号における「平均的な損害」の算定方法については、本件定期契約の平均売上収入を基礎として、これに解約時から契約期間満了時までの期間を乗じる方法が相当であるから、本件定期契約が締結または更新された日から23カ月目以降に解約した場合に算定した平均的損害を超える部分については、無効である。法10条前段要件該当性については、本件解約金条項は、被告に生じる損害の有無・多寡にかかわらず一律に金員の支払い義務を契約者に課す点において、解約に伴い相手方に生じる損害の限度で損害賠償請求権を認める一般法理に比して消費者の権利を制限している。法10条後段の要件については、本件定期契約の契約期間は2年であり、著しく長期間にわたって消費者の解約を制限するものではないため、平均的な損害を超えない部分については、合理的な範囲にとどまる。そして、原告と被告の間で解約金の支払いについての合意が成立しているものであるから、平均的な損害を超える部分についてのみ信義則に反して消費者の利益を一方向的に制限しているといえる。以上から、解約金を支払った個別消費者のうち、23カ月目以降に解約した者については、被告に対して、不当利得返還請求をすることができるとした。

3. 情報提供先

消費者庁 地方協力課

消費者委員会事務局

＜消費者契約法における不当行為の例＞

不当行為の類型		具体的に想定される 不当勧誘行為・不当契約条項の例	
不当な勧誘行為	誤認類型	(1) 不実告知 (4条1項1号)	「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売
		(2) 断定的判断の提供 (4条1項2号)	元本保証のない金融商品を「確実に値上りする」と説明して販売
		(3) 不利益事実の不告知 (4条2項)	眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知らず、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売
	困惑類型	(4) 不退去 (4条3項1号)	消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
		(5) 退去妨害 (4条3項2号)	事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
不当契約条項の使用	(1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項 (8条)	いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項	
	(2) 消費者が支払う違約金等を予定する条項等 (9条)	消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項	
	(3) 消費者の利益を一方的に害する条項 (10条)	賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課す条項	

※ 本資料は「消費生活相談の事例から見た消費者契約法の問題点と課題（中間整理）」（国民生活センター平成19年3月22日公表）より抜粋

＜参考URL＞

消費者の窓

(内閣府旧国民生活局で行っていた消費者政策の関係法令「消費者契約法」のページ)

<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/index.html>